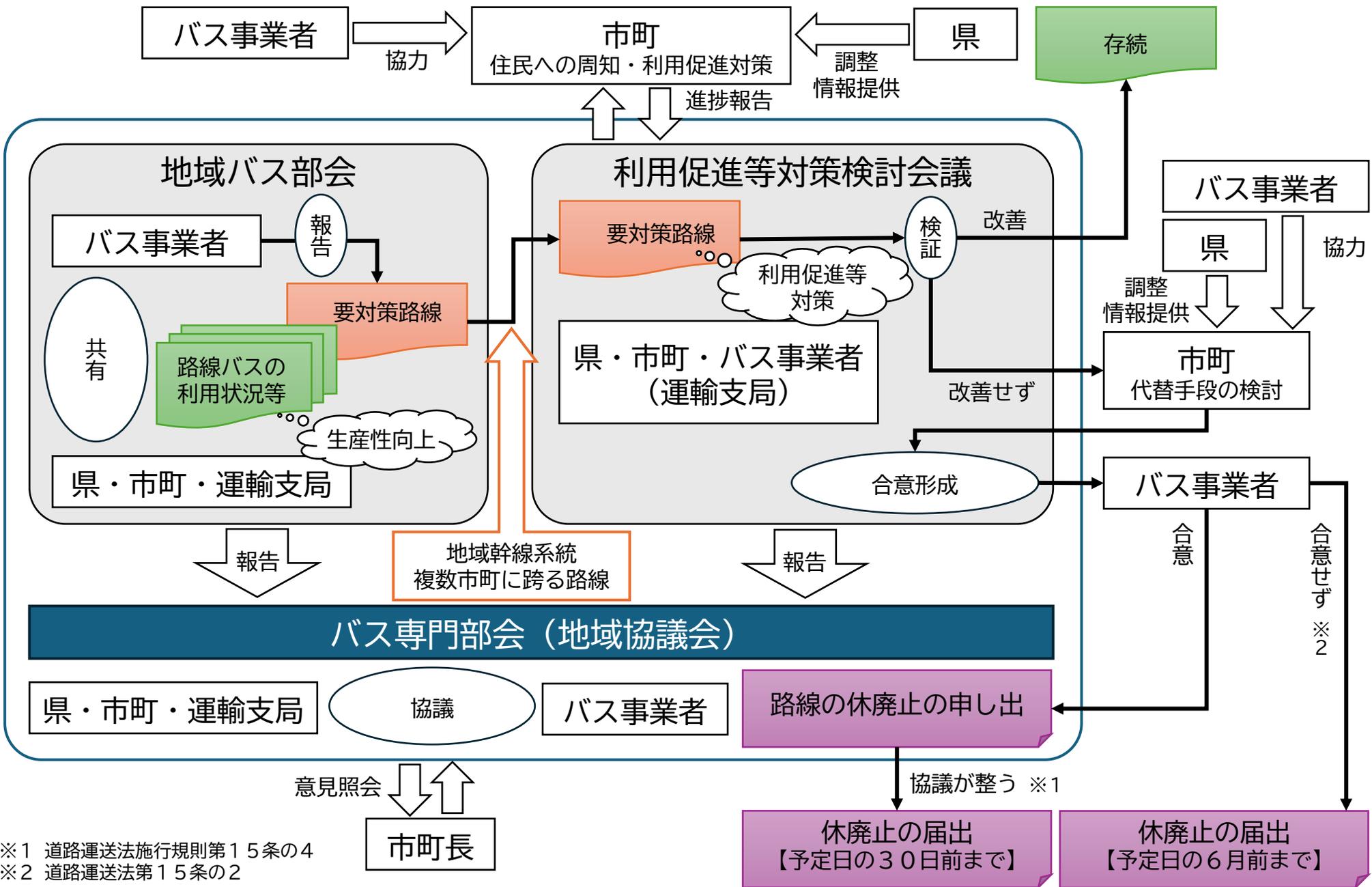
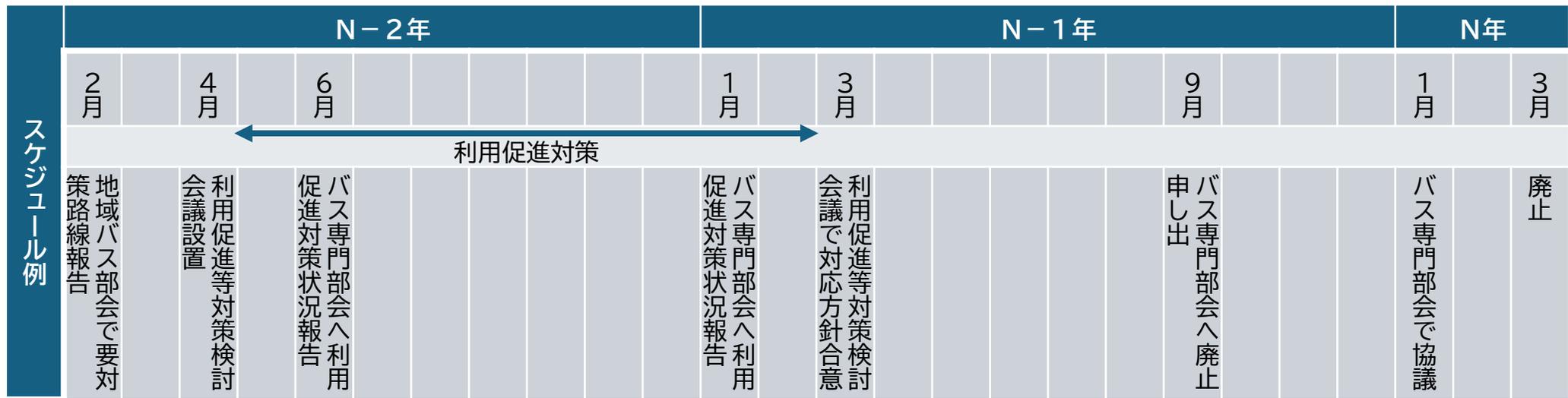


三重県地域公共交通協議会 バス路線の休廃止に係る手続き



※1 道路運送法施行規則第15条の4
 ※2 道路運送法第15条の2



<参照条文>

道路運送法
第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則
第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限り。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限り。）において協議が調つた場合
三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

- 中運局公示第240号
道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。
記
1 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第10条第1項第1号口に規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
3 施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会（以下、「協議会」という。）において協議が調つた場合
5 当該路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議又は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限り。）において協議が調つた場合
6 前5項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。
(1) 三重県を適用地域とする場合
① 休止から1年以上経過した路線の廃止
② 500m以内の区間の休止又は廃止
③ 沿線地域の住民が日常的に利用しない路線（観光施設等へのアクセス路線）の休止又は廃止
④ 付け替え路線（停留所の位置の変更が徒歩による距離500m以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止
⑤ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線（鉄道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から徒歩による距離にして500m以内に近接する路線の停留所（鉄道駅を含む。）があるもの
⑥ 市町村長からすでに書面による同意を得ている路線の休止又は廃止